災害時緊急一時避難施設等について

令和３年１月

いわき市

目　次

1　災害時緊急一時避難施設等について・・・・・・・・・・・・・・・・・　P1

2　災害時緊急一時避難施設等の選定（フロー）・・・・・・・・・・・・・　P2

3　災害時緊急一時避難施設等の対象施設・・・・・・・・・・・・・・・　P3

4　災害時緊急一時避難施設等の基本的な要件及び運営方法等・・・・　P3

5　質問（Q＆A）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P5

（資料）災害時における災害時緊急一時避難施設等としての

使用に関する協定関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P8

（資料）災害時に使用する非常用備蓄品等の保管施設としての

使用に関する協定関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P12

（資料）災害時における協力に関する協定関係・・・・・・・・・・・・　P15

1　災害時緊急一時避難施設等について

本市においては、洪水、土砂災害、地震災害、津波災害が発生し、または発生する恐れがある場合に備え、市民等の生命を守るために一時的に避難する「避難場所」や「津波避難場所」を、また、発災後一定期間滞在することを前提とした「避難所」を指定しております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下においては、避難所における避難者の密集を避ける観点からも、より多くの避難所を開設することとしておりますが、避難にあたりましては、やむを得ず車中避難を選ばれる方も多くいると想定されることから、市民の方が、より避難しやすい環境を確保するため、民間施設等について、災害時の緊急一時的な避難場所として活用するものです。

【避難所の種類】

避難場所	津波災害や土砂災害等が発生または発生するおそれがある場合に命を守るために一時的に避難する学校の校庭や公園等	市地域防災計画へ位置付け
広域避難場所	大規模火災が発生した場合に避難者の生命を保護するための広域な公園	
津波避難場所	津波災害が発生した場合に避難者の命を保護するための学校の校庭や神社仏閣の境内等	
津波避難ビル	津波災害の発生に際し、高台までの避難に十分な時間が確保できない場合、緊急的に避難する学校や公営住宅等	
避難所	災害発生後、一定期間滞在することを前提とした学校の体育館等	
福祉避難所	障がい者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる福祉施設等	
災害時緊急一時避難施設等	**災害が発生または発生するおそれがある場合に命を守るために一時的に避難する民間施設等**	位置付けなし
地域集会所等	災害が発生または発生するおそれがある場合に命を守るために一時的に避難する地域所有の施設等	

2　災害時緊急一時避難施設等の選定（フロー）

災害時緊急一時避難施設等の選定にあたり、以下の方法によるものとする。

1　災害時緊急一時避難施設等の公募

・「一時避難所」、「津波避難所」として活用することが出来る、民間事業所等が所有する施設について公募

2　民間事業所等から施設等の利用可能の申出

・民間事業所等から所有する施設について、災害時等での利用することが出来る旨の申出

3　申出を受けた施設等の調査

・施設等の耐震性のほか、土砂災害や津波等の災害リスクの調査

4　民間事業所等と施設利用に係る合意形成

・施設の利用方法や利用にあたっての責任の所在等について合意を図る

5　民間事業所等と協定の締結及び周知

・合意が図られたら民間事業所等との協定の締結、市民への周知を行う

3　災害時緊急一時避難施設等の対象施設

災害時緊急一時避難施設等の公募の対象となる施設等は下記のとおりです。

河川洪水浸水区域内にある施設	河川洪水浸水区域外にある施設
車中避難者等が一時的に垂直避難できる商業施設等の立体駐車場	車中避難者等が一時的に避難できる商業施設等の駐車場
避難者が一時的に滞在できる堅牢な建物等（ホテルやマンションの廊下や踊場）	市が所有する防災資機材が保管できる建物等の空き部屋や倉庫等

4　災害時緊急一時避難施設等の基本的な要件及び運営方法等

⑴　基本的要件

スペース	車中避難であることから多くの駐車スペースを有すること、また、廊下や踊場等の場合についても一定のスペースを有していること
設備	避難者を受け入れるにあたり、水道やトイレ等のインフラが整備されている施設が望ましい
耐震性	地震での避難もあることから、耐震性を有していること

⑵　運営方法等

①　運営方法

開設にあたり運営の主体は、施設を所有している事業者等となります。

緊急連絡網について

迅速に災害時緊急一時避難施設等を開設・運営するため、平時から緊急連絡先を定めておく。

開設について

原則、大雨により河川洪水の恐れがある場合に開設します。また、津波浸水想定区域外の施設等については、津波注意報・警報発令時に開設します。

②　物資

食糧等の物資は、避難者が自ら持ち寄ることを基本とする。

なお、施設所有者が備蓄の必要があると申出があれば、非常食等の必要物資の備蓄を行います。

③　情報提供

施設等における避難者情報や運営状況の確認、市からの支援に関する情報提供を行うため、連絡員などを予め定め、連絡体制を確立することとする。

災害時緊急一時避難施設等の開設（フロー）

<table>
<tr><th></th><th>施設所有者</th><th>市</th></tr>
<tr><td rowspan="5">開設
↓
開設中
↓
閉鎖</td><td></td><td>①　施設の開設を依頼</td></tr>
<tr><td>②　施設の安全性を確認の上、施設の開設</td><td></td></tr>
<tr><td>③　避難者の受入れ</td><td>④　避難者数の確認、情報提供</td></tr>
<tr><td>⑤　施設の確認</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の使用状況により清掃や修繕の実施</td></tr>
</table>

5　質問（Q＆A）

Q－１　災害時緊急一時避難施設等とは何ですか？

災害時緊急一時避難施設等とは、災害状況や地理的条件により指定避難所へ行くことが困難、現在のコロナ禍等の理由による車中避難において、災害発生初期の短期間の避難を想定した、民間施設等を活用した避難所です。

Q－２　なぜ災害時緊急一時避難施設等が必要なのですか？

災害が発生または発生するおそれがある場合、「避難準備・高齢者等避難開始」等の発令により、指定避難所等へ避難することとなっておりますが、指定避難所までの距離が遠いことや、現在のコロナ禍の中、指定避難所への避難を躊躇すること等の課題があることから、これらの課題を解決し、避難しやすい環境を確保するため、災害時緊急一時避難施設等が必要となります。

Q－３　指定避難所との違いは何ですか？

主な違いは次のとおりです。

	災害時緊急一時避難施設等	指定避難所
施設	民間事業所等が所有する施設	小・中学校体育館や公民館等の公共施設
位置付け	任意	市地域防災計画に位置付け
避難期間	短期（一時的）	中長期
開設・運営	施設所有者	主に市
備蓄	必要に応じて	備蓄

Q－４　災害時緊急一時避難施設等にはどのような施設を考えていますか？

数多くの駐車場を有しているスーパーやパチンコ店等の商業施設の駐車場や、マンションや民間事業者が所有するビル等の多目的ホールや踊場等の空きスペースを考えております。

Ｑ－５　災害時緊急一時避難施設等とするのにはどのような手続きが必要ですか？

施設の使用方法等について予め取り決めるため、施設の所有者と市とで協定等の締結を行い、当該施設を災害時緊急一時避難施設等として活用したいと考えております。

Ｑ－６　災害時緊急一時避難施設等の開設・閉鎖の基準はありますか？

開設の基準は、原則、市からの依頼によるものです。
閉鎖については、基準はありませんが、一時的な避難との観点から、災害の恐れが無くなり避難者がいなくなった、若しくは指定避難所へ移った時点と考えております。

Ｑ－７　災害時緊急一時避難施設等の滞在時間はどのくらいですか？

災害発生初期の短期間の必要な時に災害時緊急一時避難施設等を活用します。時間の経過に伴い、「被害が小さく自宅へ戻る」、「被害が大きく長期間の避難が必要となることから指定避難所へ移る」などの状況の判断が出来る間とします。

Ｑ－８　避難されている方が長期間の避難が必要となり指定避難所へ移るとなった場合、どのようにしたらいいですか？

避難者が自宅等の被害により長期間の避難生活が必要となった場合、避難者が自ら指定避難所へ移動することとしておりますが、高齢者などで移動手段が無い場合は、市が指定避難所への移動手段を確保します。

Ｑ－９　災害時緊急一時避難施設等の運営は誰が行うのですか？

施設等の所有者に運営をお願いしたいと考えております。

Ｑ－10　食糧等の支援物資等はいただけるのでしょうか？

食糧や毛布等の物資については、必要に応じて支援することとします。また、物資の備蓄についても、必要に応じて判断したいと考えております。

Ｑ－11　情報伝達方法はどのように行うのですか？

予め決めておいた連絡網で、電話やメール機能を活用し依頼や確認を含めた情報発信を行いたいと考えております。

Q－12　災害時緊急一時避難施設等の提供に伴う費用負担は？

災害時緊急一時避難施設等の提供は、原則、無償でお願いします。但し、避難者を受け入れたことが原因で、施設において修繕が必要となった場合は、別途、協議したいと考えております。

Q－13　災害時緊急一時避難施設等となった場合、市からの補助金はありますか？

市からの補助金はありません。

Q－14　倉庫の貸与の協力とはどのようなものですか？

災害に備え市が備蓄している非常食や、災害時に使用する資機材等の保管場所として、倉庫や施設の一部についてご提供いただければと考えております。なお、倉庫等の貸与期間ですが、1年以上と考えております。

Q－15　その他の協力とはどのようなものですか？

人材や人材が持つ技術力、災害時に活用できる資機材等を提供して頂くことを考えており、次のことを想定しております。

ア　避難所の運営等に携われる方の提供

イ　電気技師等の技術力を持つ方で、主に避難所等における小規模な修繕に携われる方の提供

ウ　復旧工事に使用できる重機や災害時等において人員や物資等の搬送に使用できる車両の提供

災害時における災害時緊急一時避難施設等としての使用に関する協定

いわき市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）との間に，災害発生時における施設の使用協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，大規模な地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）の発生又は発生の恐れに伴い、「避難準備・高齢者等避難開始」等の発令により自宅避難や市が指定する避難所等へ避難することが困難な避難者の避難場所等として、一時的に○○○○の施設を甲が使用することについて，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

（使用施設等の内容）

第２条　甲が災害時に災害時緊急一時避難施設等として使用できる施設等は，乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において，次のとおりとする。

施設名称	
施設所在地	
構造等	
使用範囲	
使用設備	

（申請及び許可）

第４条　甲は，乙施設を使用する場合において，事前に施設等使用許可申請書（別記様式1）を乙に提出し，許可を受けなければならない。ただし，緊急やむを得ない場合は，電話等により使用を申請し，後日申請書を提出するものとする。

２　乙は，前項の規定により申請を受けたときは，乙施設の用途又は目的を妨げない限度において，その使用を許可するものとする。

（使用期間）

第５条　災害時緊急一時避難施設等の開設期間は，「避難準備・高齢者等避難開始」等を発令した時から３日以内とするものとする。ただし，必要により甲，乙協議の上，開設期間を延長することができる。また，使用終了の際，甲は乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

（経費の負担）

第６条　乙による災害時緊急一時避難施設等の提供は、原則無償とする。ただし特別な事情がある場合は，その経費の額は甲乙協議の上，決定するものとする。

（連絡先等の確認）

第７条　災害時緊急一時避難施設等の提供要請及び提供を円滑に行うため、甲乙は、それぞれ連絡先及び連絡責任者を定め、連絡責任者選任届（別記様式2）により報告するものとする。この場合において、内容の変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期限）

第８条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の解決）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは，甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため，この本通２通作成し，甲乙記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

（甲）福島県いわき市平字梅本21番地
いわき市
いわき市長　　清水　敏男

（乙）福島県いわき市○○町○○番地○
○○○○会社
代表取締役　　○○　○○

別記様式１（施設等使用許可申請書）

施 設 等 使 用 許 可 申 請 書

年　　月　　日

○○○○会社
代表取締役　○○　○○　様

住　所
申請人
氏　名　　㊞

上記のことについて，次のとおり申請いたします。

使用目的			
使用許可物件又は使用施設			
使用期間または日時	年　月　日午前後　時～　年　月　日午前後　時まで		
使用範囲		使用設備	
責任者	住　所		
	氏　名	職　業	
備　考			

切　取　線

施　設　等　使　用　許　可　証

年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

○○○○会社　代表取締役　○○　○○　印

年　　月　　日付施設等使用の件は許可します。

使用期間　年　月　日午前後　時～　年　月　日午前後　時	
使用範囲又は設備	使用条件

別記様式２（連絡責任者選任届）

連　絡　責　任　者　選　任　届

<table>
<tr><td>団　体　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>担当部所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">連　絡　先</td><td rowspan="4">勤務時間内</td><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>TEL（内線）</td><td></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">事 務 担 当</td><td>役職・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>TEL（内線）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>郵便番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

災害時に使用する非常用備蓄品等の保管施設としての使用に関する協定

いわき市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）との間に，甲が所有する非常用備蓄品等の保管場所としての施設の使用協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，乙の所有又は管理する施設を甲が所有する非常用備蓄品等の保管場所として甲が使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用施設等の内容）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を非常用備蓄品等の保管場所として甲に使用させるものとする。

施設名称	
施設所在地	
構造等	
使用範囲	

（使用範囲の変更・解除の報告）

第３条　乙は、この協定の締結後、本件施設の増改築等により第２条に規定する使用範囲に係る事項に変更が生じるとき、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、書面により速やかに甲に報告するものとする。

（使用期間）

第４条　本件施設の使用期間は協定締結日から１年間とする。ただし、使用期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がないときは、使用期間は同一条件でさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（経費の負担）

第５条　乙による本件施設の提供は、原則無償とする。ただし特別な事情がある場合は，その経費の額は甲乙協議の上，決定するものとする。

（連絡先等の確認）

第６条　本件施設の提供要請及び提供を円滑に行うため、甲乙は、それぞれ連絡先及び連絡責任者を定め、連絡責任者選任届（別記様式１）により報告するものとする。この場合において、内容の変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期限）

第８条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の解決）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは，甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため，この本通２通作成し，甲乙記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

（甲）福島県いわき市平字梅本 21 番地
いわき市
いわき市長　　清水　敏男

（乙）福島県いわき市○○町○○番地○
○○○○会社
代表取締役　　○○　○○

別記様式１（連絡責任者選任届）

連　絡　責　任　者　選　任　届

<table>
<tr><td>団　体　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>担当部所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">連　絡　先</td><td rowspan="4">勤務時間内</td><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>TEL（内線）</td><td></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">事 務 担 当</td><td>役職・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>TEL（内線）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>郵便番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

災害時における協力に関する協定書

いわき市（以下「甲」という。)、並びに○○○○（以下「乙」という。）は、自然災害が発生した場合の災害救援活動における協力に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、いわき市内における災害時等において、甲及び乙が相互に協力し、被災地の状況とニーズを迅速かつ的確に把握し、効率的・効果的な災害救援活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲及び乙は、その組織及び機能等を最大限に活用し、必要に応じて、関係各機関と連携を図り、次に挙げる事項について、相互に協力を行うものとする。

（１）　災害救援活動に対する人員の提供

（２）　専門的な技能を活用した支援活動への人員の提供

（３）　災害救援活動に対する車両の提供

（４）　その他必要な支援活動

２　甲及び乙は、災害時の活動について逐次連絡を密にし、相互的確な要請を行うものとする。

（経費の負担）

第３条　乙による第２条に掲げる事項については、原則無償とする。ただし特別な事情がある場合は，その経費の額は甲乙協議の上，決定するものとする。

（(連絡先等の確認）

第４条　本件施設の提供要請及び提供を円滑に行うため、甲乙は、それぞれ連絡先及び連絡責任者を定め、連絡責任者選任届（別記様式１）により報告するものとする。この場合において、内容の変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間等）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定書は有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも特段の意思表示がないときには、引き続き一年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲及び乙いずれかから、協定内容に変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

３　甲及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう年度間の引継ぎの徹底など、持続性の維持に努めるものとする。

（疑義の解決）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは，甲乙協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協議書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和○○年○○月○○日

（甲）福島県いわき市平字梅本 21 番地
いわき市
いわき市長　清水　敏男

（乙）福島県いわき市○○町○○番地○
○○○○会社
代表取締役　○○　○○

別記様式１（連絡責任者選任届）

連　絡　責　任　者　選　任　届

<table>
<tr><td>団　体　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>担当部所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">連　絡　先</td><td rowspan="4">勤務時間内</td><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>TEL（内線）</td><td></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>役職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">事 務 担 当</td><td>役職・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>TEL（内線）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>郵便番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>